

不可視化された女性障害者の人権課題

——小林昌之編『アジア諸国の女性障害者と複合差別——人権確立の観点から——』

研究双書No.629、アジア経済研究所、2017年3月——



小林昌之

本書は、従来ほとんど取り上げられてこなかった、女性障害者に焦点を当て、開発途上国において女性障害者が直面している人権課題を提示し、それに対して国の立法や施策、障害当事者運動がどのように対応しているか分析し、問題を明らかにすることを試みる内容となっている。

●研究会の立ち上げ

2011年の世界保健機関と世界銀行の『障害者に関する世界報告』では、世界人口の15%が障害者であると推計されている。しかし、障害者の問題は、長い間、その重要性に比して開発と人権いずれの分野においても周辺化されてきた。

筆者は、これまで法学的な視点から「障害と開発」の研究に取り組み、障害者の雇用や教育など喫緊な課題となっている個別分野に焦点を当てた研究会を企画してきた（参考文献①、②）。これらの研究をとおして、障害者と非障害者との間のさまざまな格差のほかに、男女による格差、都市部と農村部による格差などが大きな課題として存在することが示唆された。なかでも女性障害者の課題は、格差の問題にとどまらず、生命の問題にもかわり、看過できない人権課題であるとの考えを抱くようになった。

しかし、早急な解明が求められている課題であることを認識しつつも、研究に着手するには躊躇する課題であった。単一ではなく複数の法分野にまたがることやジェンダー研究など確立した分野にかかわるという研究上のキャパシティの問題はもちろんのこと、センシティブで深刻な人権課題に接することへの不安が大きかったといえる。幸いにも、アジアの女性障害者と障害当事者運動に造詣の深い研究者と実務家の参加も得ることができ、研究会を立ち上げることができた。

●女性障害者の複合差別

さて、2006年に国連で採択された障害者権利条約は、女性障害者に関して独立した条文を定め、女性障害者

が複合差別を受けていると認識していると記している（第6条）。同条文の解釈を議論した障害者権利委員会は、一般的意見の草案において、女性障害者の人権保護については3つの主要課題があると提示している。これらは、①女性障害者に対する暴力、②女性障害者の母性と育児の権利を含む性と生殖に関する権利（sexual and reproductive rights）に対する制約、および、③女性障害者に対する交差的差別である。

女性障害者が直面する交差的差別とは、多重な差別の形態であり、多様なアイデンティティの層に基づき複数の形の差別が交差して、二重の差別や三重の差別であると描写するだけでは正しく理解できない独特な形の差別を生み出すものであると説明されている。女性障害者は、男性障害者と比べて、強制不妊手術などによりリプロダクティブ・ライツを侵害され、後見人制度のもとにおいて法的能力を剥奪されやすく、これらは障害とジェンダーの交差を理由として生じているとする。

障害者権利委員会は観察の結果、さまざまな差別のなかでも主要な問題は、女性障害者に対する暴力とリプロダクティブ・ライツの侵害であると指摘している。実は、研究会の立ち上げ当初は、この2つを本研究の論点として、取り上げるべきか若干議論があった。しかし、障害当事者や関係者のヒアリングなどをとおして、人権課題としては、避けては通れないことをすぐに認識するに至った。

●深刻な事態

予想はされていたものの、研究の過程で、すべての対象国において女性障害者に対する暴力、とくに性的暴力が共通の課題として存在することが確認された。古くからある問題であるが、けっして過去の話ではなく、現在もなお女性障害者の人権を脅かす深刻な問題となっている。

たとえば、韓国では、2000年代に明らかになった、知的障害や聴覚障害をもつ女性障害者を対象とした性

暴力事件が大きな社会問題となり、法律改正や新たな施策の契機となっている。同様に、インドでも、障害がある女性はしばしば入所施設などで暴力にさらされているとされ、2013年の刑事法改正法で、強姦やセクシャル・ハラスメントに関する規定が盛り込まれた。

このように、従来、目を向けられず、不可視化されていた女性障害者に対する差別や暴力も、事件が起きて、人権侵害の度合いが大きく社会問題として認識された場合には、権利侵害に対応するための法整備がなされることがある。韓国やインドにおける刑法などの改正は、まさに女性障害者の保護に焦点が当てられたものであった。しかし、逆にいえば、社会問題化されるまで、女性障害者の複合差別の問題は、不可視化されたままであるおそれがある。

障害当事者団体は、こうした現実を見据え、権利確立に向けた戦略を立てているという。第3次アジア太平洋障害者の10年や障害者権利条約の履行を促進するために、仁川で開催された、障害当事者団体の国際会議において、韓国の障害者団体から報告された戦略は、次のようなものであった。それは、誰の目からみても、緊急に対処が必要な、明確かつ重大な人権侵害事件を焦点化、可視化することで、女性障害者に対する性暴力の禁止や救済を勝ち取るだけでなく、これによって女性障害者の存在にスポットライトを引き寄せるというものであった。

●多様な不可視化要因

女性でありかつ障害者である女性障害者は、女性施策、障害者施策、いずれのなかでも埋没し、そうした不可視化された存在が複合差別の問題を助長してきたと考えられる。

不可視化を促している要因は多様であり、開発途上国に居住することに関連した不可視化の要因も看取された。たとえば、女性障害者の一方の属性に関する女性施策が急速に進展した場合、そこに女性障害者があらかじめ包摂されていなければ、女性障害者はその高評価の影に埋没し、不可視化される問題が存在する。フィリピンは、政府と女性運動がそれぞれ積極的に取り組んだことで、ジェンダー問題が急速に改善した国として評価されている。しかし、その取り組みのなかには、障害者が包摂されなかったことから、女性障害者の課題は女性施策の主流から外され、長らく不可視

化されてきた。

教育分野においても、ジェンダー平等や就学率についての国際的な高評価は、やはりその影で、実際には教育を受ける機会を奪われている多数の女性障害者を不可視化する要因になっていることも判明した。バングラデシュでは、初等・中等教育におけるジェンダー平等が達成されたと評価されている。しかし、実際には、女性障害者は、物理的なバリアーに加えて、通学や校内での性的暴力の心配などから、教育にアクセスできていない。女性障害者の未就学率が高かったとしても、国際的な高評価に関心が集中することで、見過ごされてしまうのである。

●おわりに

持続可能な開発目標（SDGs）では、ミレニアム開発目標（MDGs）とは異なり、当初から障害が包摂され、5つの目標の7つのターゲットにおいて言及がある。加えて、ターゲットが障害に言及している場合、関連する障害指標の策定が必須となっている。しかしながら、開発における障害者の状況の全体像を把握するためには、すべての目標のなかで障害者が非障害者と細分化されたデータとして整備される必要がある。幸い、SDGs指標の最終リストの冒頭において、適切である場合は、性別、年齢、障害の状況を含め、データを細分化することが求められており、これが実現すれば、女性障害者の可視化促進が期待される。

（こばやし まさゆき／アジア経済研究所 新領域研究センター）

《参考文献》

- ① 小林昌之編『アジアの障害者雇用法制——差別禁止と雇用促進——』アジア経済研究所、2012年。
- ② 小林昌之編『アジアの障害者教育法制——インクルーシブ教育実現の課題——』アジア経済研究所、2015年。